

令和7年度

## 第2回社会科教育研究部委員研修会

◇日時 令和7年10月9日(木) 14:30～

◇オンライン開催(静岡県教育会館から)

### 【 次 第 】

進行：副事務長

#### 1 開会の言葉

#### 2 部長講話及び講師紹介

#### 3 講 話 「租税教室について」

講師：静岡税務署 広報広聴官 伊藤 健二 様  
榎 下 仁 美 様

#### 4 議 事

(1) 第2回研究部代表者研修会内容伝達 (副事務長・部長)  
・刊行物執筆の確認を含む

(2) 令和7年度夏季大会(静岡大会) (静岡地区)

(3) 令和8年度夏季大会(磐周・湖西大会) (磐周地区)

(4) 令和8年度以降のローテーションについて (部長)

#### 5 連絡事項

##### (1) 今後の予定

全小社研群馬大会 11/13-14 事務長参加予定→×

全中社大阪大会 11/13-14 副事務長参加

東海社研(三重) 11/26 部長参加

##### (2) 第3回社会科教育研究部委員研修会について

令和8年2月16日(月) 14:30 としたいと思います。

今回と同様に ZOOM 開催ですが、会計監査を行うため、部長、事務長、副事務長、会計主任、会計監査員は静岡県教育会館に参集してください。

(印鑑持参)

## 租税教育の取り組み



令和7年10月9日(木)

静岡税務署 税務広報広聴官

## 租税教室の開催状況（令和6年度）（名古屋国税局管内）

|      |           | 岐阜県内署  | 静岡県内署  | 名古屋市内署 | 愛知県内署<br>(名古屋市内署を除く) | 三重県内署  | 合 計   |
|------|-----------|--------|--------|--------|----------------------|--------|-------|
| 小学校  | 管内学校数(※1) | 347    | 486    | 316    | 651                  | 363    | 2,163 |
|      | 開催校数      | 330    | 431    | 205    | 540                  | 306    | 1,812 |
|      | 開催割合      | 95.1%  | 88.7%  | 64.9%  | 82.9%                | 84.3%  | 83.8% |
|      | 対前年比      | 97.9%  | 99.8%  | 101.0% | 100.2%               | 100.7% |       |
| 中学校  | 管内学校数(※1) | 187    | 290    | 153    | 284                  | 168    | 1,082 |
|      | 開催校数      | 123    | 73     | 14     | 64                   | 60     | 334   |
|      | 開催割合      | 65.8%  | 25.2%  | 9.2%   | 22.5%                | 35.7%  | 30.9% |
|      | 対前年比      | 115.0% | 121.7% | 100.0% | 91.4%                | 120.0% |       |
| 高等学校 | 管内学校数(※1) | 83     | 137    | 74     | 149                  | 74     | 517   |
|      | 開催校数      | 26     | 49     | 14     | 32                   | 35     | 156   |
|      | 開催割合      | 31.3%  | 35.8%  | 18.9%  | 21.5%                | 47.3%  | 30.2% |
|      | 対前年比      | 104.0% | 106.5% | 100.0% | 94.1%                | 109.4% |       |

※1 文部科学省公表の「令和6年度学校基本調査（確定値）」を基に算出しています。

※2 繰越処理のため合計が100%にならない場合があります。

## 租税教室の開催状況（令和6年度）（静岡県内）

|      |           | 令和4年度  | 令和5年度  | 令和6年度  | 前年比   |
|------|-----------|--------|--------|--------|-------|
| 小学校  | 管内学校数(※1) | 501    | 494    | 486    | △ 8   |
|      | 開催校数      | 430    | 432    | 431    | △ 1   |
|      | 開催割合      | 85.8%  | 87.4%  | 88.7%  | +1.3P |
|      | 対前年比      | 108.6% | 100.5% | 99.8%  |       |
| 中学校  | 管内学校数(※1) | 289    | 291    | 290    | △ 1   |
|      | 開催校数      | 52     | 60     | 73     | +13   |
|      | 開催割合      | 18.0%  | 20.6%  | 25.2%  | +4.6P |
|      | 対前年比      | 123.8% | 115.4% | 121.7% |       |
| 高等学校 | 管内学校数(※1) | 139    | 137    | 137    | +0    |
|      | 開催校数      | 47     | 46     | 49     | +3    |
|      | 開催割合      | 33.8%  | 33.6%  | 35.8%  | +2.2P |
|      | 対前年比      | 100.0% | 97.9%  | 106.5% |       |
| 合計   | 管内学校数(※1) | 929    | 922    | 913    | △ 9   |
|      | 開催校数      | 529    | 538    | 553    | +15   |
|      | 開催割合      | 56.9%  | 58.4%  | 60.6%  | +2.2P |
|      | 対前年比      | 109.1% | 101.7% | 102.8% |       |

※1 文部科学省公表の「令和6年度学校基本調査（確定値）」を基に算出しています。

## 租税教育の目的

### 我が国の次代を担う児童・生徒に対して

#### 健全な納税者意識を養う

##### ●健全な納税者意識とは…

民主主義の根幹である租税の意義や役割を正しく理解し、社会の構成員として税金を納め、その使いみちに関心を持ち、さらには納税者として社会や国の在り方を主体的に考えるという自覚のこと。



⇒つまり、租税教育は、「税金の種類」や「用語」を覚えることが目的ではなく、「なぜ、税金が必要なのか?」「税金の意義や役割は?」「どうして税金を納めなければならないのか?」といった、社会の中で暮らす一員として身につけるべき大事なことを学ぶことが大切であると考えています。

## 租税教育の目的

コンセプトは“支え合いにより成り立っている社会”



私たちの身の回りには、私たちが健康で文化的な生活を送るため、町の道路や公園、学校、病院などの「公共施設」や警察や消防などの「公共サービス」が存在しています。これらの費用は、主に税金によって賄われています。つまり、社会で必要な費用を、共通の「会費」として私たちみんなで負担しています。

その「会費」を、私たちがどのように負担するかは、法律によって定めることとされています。私たちが、その法律によって定められた負担をきちんと引き受けることによって、様々な公共サービスは維持されています。

## 租税教育推進関係省庁等協議会（中央租推協）の取組

～平成23年度 税制改正大綱～

租税教育は、**社会全体で取り組む**べきものであり、健全な納税者意識のより一層の向上に向け、**官民が協力**して租税教育の更なる充実を目指す必要がある。

平成23年11月16日

### 租税教育推進関係省庁等協議会（中央租推協）が発足

会員：文部科学省（学校）、総務省（地方公共団体）、国税庁（当局）

賛助会員：日本税理士会連合会

名古屋国税局では、管内の4県（岐阜・静岡・愛知・三重）及び各税務署（48署）にそれぞれ「租税教育推進協議会」が設置されており、それぞれの地域で官民が一体となって租税教育に取り組んでいます。

租税教育推進協議会の主な活動は、租税教室への講師派遣、租税教育用副教材の作成・配付、税に関する作品（作文や習字など）の募集及び支援などです。

なお、租税教室は、税務署が中心的な役割を担っていますが、単独で活動しているのではなく、県や市町村職員・税理士会・納税貯蓄組合連合会・青色申告会・法人会・間税会が加盟する「租税教育推進協議会」が行なっている活動です。



## 「租税教室（出前授業）」へ講師を派遣しています



## 租税教室の開催について

### 開催決定までの主なスケジュール

- 1 1月 開催希望調への送付
- 1 月～ 開催日程の調整、開催勧奨等
- 4 月～ 学校の希望時期に応じて実施

### 対象とする学年

- ・小学校 6年生
- ・中学校 3年生
- ・高校 1年生～3年生

### 開催方式

講義方式・クイズ方式・討議方式（グループディスカッション）など

### 開催時期・費用

ご相談に応じます。授業で税金のことを学ぶ前・学んだ後、卒業前でも構いません。

税に関する作品の募集の時期にあわせて開催することもできます。

費用は一切かかりません。



## 小学生への租税教室 1

### 授業で使用するスライドの一例

**〇×クイズ!!**  
日本では、救急車を呼んだときに、お金はかかりませんが、世界の国では料金のかかる国がある。  
「〇」か？ 「×」か？

〇×クイズ

**消費税は、何%？**  
正解は  
**10%（令和元年10月1日から）**  
ただし、飲食料品（おかしやジュース、野菜など）は、8%に軽減されています。

消費税率



消費税の行方

小学校の校舎を建てるには、  
どれくらいのお金がいるの？

**約16億円**  
(土地代金を除く)

※ 16億円分の1万円札を床から積み上げると？  
⇒ 実は16メートルになる!!

小学校の建設費用